

在留邦人の皆様へ

令和3年1月6日
在ドバイ日本国総領事館

【重要・再通知】新型コロナウイルス関連（UAE 出国前の陰性証明の取得・携行を強く推奨します！）

【ポイント】

●UAE から日本に渡航する方に、出発前 72 時間以内に取得した新型コロナウイルス検査の陰性証明（出国前検査証明）を取得し、携行することを、強く推奨いたします。

●2021 年 1 月 4 日以降、日本の検疫当局は、UAE から日本に渡航する「日本人にも」（年齢等の例外無し）、日本の空港到着時に、「出国前検査証明」の提出を求めています。なお、必要情報が記載された検査結果のメールを紙に印刷したのも「出国前検査証明」として有効です。

●日本の空港到着時に「出国前検査証明」を提出できない場合は、入国後、「検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）での 14 日間の待機（隔離）」が要請され、空港から自宅や個人手配の宿舎等に行くことができません。

【本文】

1 昨年 12 月 31 日付の当館領事メールでお知らせしたとおり、本年 1 月 4 日以降、UAE から日本に渡航する日本人にも、外国人と同様に、出発前 72 時間以内に取得した新型コロナウイルス検査の陰性証明（以後、「出国前検査証明」と言います。）を、日本の空港検疫に提出することが求められています。この「出国前検査証明」の提出は、年齢その他での例外は無く、全ての日本人が対象とされていますのでご注意ください。

2 日本の空港到着時に「出国前検査証明」を提出できない場合でも日本人は「入国拒否はされませんが、その場合は、日本の空港で新型コロナウイルス検査を受検することに加え、「検疫所長が指定した場所での 14 日間待機」が要請されます（費用は国が負担）。したがって、日本の空港到着時に「出国前検査証明」を提出できない場合は、自宅や個人で手配した宿舎又はホテル等での待機はできず、検疫所が確保する宿泊施設での待機（隔離）となりますのでご注意ください。

3 一方で、日本の空港到着時に「出発国検査証明」を提出する場合には、日本入国後、自宅又は個人手配の宿舎等での 14 日間の自主隔離が要請されます。

4 「出国前検査証明」は、原則として日本政府が指定する書式（下記リンク）を使用してください。指定書式での取得が困難な場合は、病院又は検査機関の任意の書式の利用も可能ですが、必要情報が欠けている場合は、日本の空港での上陸審査時に問題となる可能性があります。なお、必要情報が記載された検査結果のメールを紙に印刷したのも「出国前検査証明」として有効です。ドバイでの「出国前検査証明」の取得方法については、2020 年 12 月 31 日付当館領事メール（下記リンク）をご確認ください。

5 本メールは、本年1月4日から始まっている日本の水際対策の特に重要な点をお知らせするものです。日本の検疫措置の内容そのものに変更はありませんのでご注意ください。外国人の方の査証関連、UAE を経由（トランジット）して日本に渡航する際の注意事項等については、2020年12月31日付け当館領事メール（下記リンク）をご確認ください。

【本件に関する参照先】

○2020年12月31日当館領事メール

（【重要】UAE から日本への渡航者の検疫措置の強化：1月4日～）

<https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/newhp/20201231update.pdf>

○日本政府が指定する「出国前検査証明」の書式

日本語：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

English：https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page25e_000334.html

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

日本国内から：0120-565-653

○法務省出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

（代表）+81-3-3580-4111（内線4446、4447）

○厚生労働省

（接触確認アプリについて）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

（位置情報の保存方法）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000652555.pdf>

（日本の空港で全員が提出する「質問票」。事前の入力、QRコードの取得を推奨します。）

<https://www.nl.emb-japan.go.jp/files/100125798.pdf>

（海外からの帰国者からの相談を含めた新型コロナウイルス関連国内相談先）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19-kikokusyasessyokusya.html

【一般的な参考情報】

○たびレジ、在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

○厚生労働省（日本への入国に関する情報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

在ドバイ日本国総領事館

電話：+971-(0)4-293-8888（日～木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00）

FAX：+971-(0)4-332-4474

所在地：28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

ホームページ：http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html
